

○「精神障害者ホームヘルパー養成特別研修事業の実施について」の廃止等について

(平成19年1月30日)

(障発第0130004号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
精神障害者ホームヘルパー養成特別研修については、平成15年3月31日障発第0331016号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害者ホームヘルパー養成特別研修事業の実施について」の別添「精神障害者ホームヘルパー養成特別研修実施要綱」(以下「実施要綱」という。)により行われているところであるが、当該実施要綱については、平成18年9月30日限り廃止する。

なお、平成18年4月1日から平成18年9月30日までの間は、実施要綱中「精神障害者居宅介護等事業」とあるのは「精神障害者の居宅介護」と、「都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)」とあるのは「都道府県」と、「「訪問介護員に関する省令」(平成12年厚生省令第23号)第1条」とあるのは、「「介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準」(平成18年厚生労働省告示第219号)」と、「1級課程」とあるのは、「介護職員基礎研修課程、1級課程」と、「「指定居宅介護及び基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成15年3月24日厚生労働省告示第110号)第二号」とあるのは、「「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年厚生労働省告示第209号)第2条」と、「都道府県知事及び指定都市市長(以下「都道府県知事等」という。)」とあるのは、「都道府県知事」と、「都道府県知事等」とあるのは「都道府県知事」と、「都道府県等」とあるのは「都道府県」として適用するものとする。